

## 法第4条による土壌汚染の調査とは？

一定規模\*以上の土地の形質変更を行おうとする者は、都道府県知事等に対して変更に着手する30日前までに届出をする必要があります。この場合、土地所有者等の所在が明らかとなる書面を提出する必要があります。そして、都道府県知事等が土壌汚染のおそれがあると認めるときは、土地の所有者等に土壌汚染状況調査の実施と結果の報告が命じられます(法第4条第3項)。

なお、届出と併せて、自主的な土壌汚染状況調査の結果を、土地の所有者等全員の同意を得たうえで提出することが可能です(法第4条第2項)。改正法が施行されたことにより、平成30年以降、法第4条の調査結果の提出件数が増加しています(前図)。

\*一定規模とは3,000㎡。ただし、有害物質使用特定施設が設置されている土地は900㎡。

## 法第5条による土壌汚染の調査とは？

都道府県知事等がその土地に健康被害があると認めるときは、土地の所有者等に土壌汚染状況調査の実施と結果の報告が命じられます。

## 自主的な土壌汚染の調査等を基にした区域指定の申請について(法第14条)

自主的に調査した結果をもって都道府県知事等に区域の指定を任意に申請することができます。なお、土地の所有者等の全員の合意を得ている必要があります。

## もっと詳しく知るために

土壌汚染対策法は土壌汚染のおそれのある土地調査や、汚染がみつかったときの措置、汚染土壌を運搬したり処理する場合の対応等のほか、法に基づく調査を的確に行うための措置や、土壌汚染対策を円滑に行うための支援業務について定めています。土壌汚染対策法の詳細は、パンフ



レット「土壌汚染対策法のしゅくみ」をご参照ください。

<http://www.jeas.or.jp/dojo/business/promote/booklet/01.html>

## その他の土壌汚染に関する情報について

土壌汚染対策の円滑な実施を図るため、土壌汚染対策法に基づき指定を受けた日本環境協会には、支援業務を実施するための基金(土壌汚染対策基金)が置かれ、助成金交付、照会・相談・助言、知識の普及・啓発の業務を行っています。

指定支援法人ホームページで業務の紹介をしており、支援業務等に関する情報を入手できます。

<http://www.jeas.or.jp/dojo/>

- ・助成金交付のしゅくみ、交付条件、手続き、実績など
- ・助成金及び土壌汚染の調査・対策等に関するご相談の受付
- ・セミナー及び相談会の開催情報、各種パンフレットのダウンロード及び冊子の申込み、講師派遣など

公益財団法人 日本環境協会 土壌環境課

〒101-0032 東京都千代田区岩本町1-10-5 TMMビル5階

TEL.03-5829-6894 FAX.03-5829-6190

# 土壌の調査が必要となるのは？

この資料は、土壌汚染対策法に基づき土壌汚染の調査が必要となるのはどのようなときかということについて、はじめて調査をされる方を対象として説明したものです。

みなさまの土壌汚染の調査に関する理解の一助なれば幸いです。

土壌汚染対策法に基づく指定支援法人  
 公益財団法人 日本環境協会  
Japan Environment Association

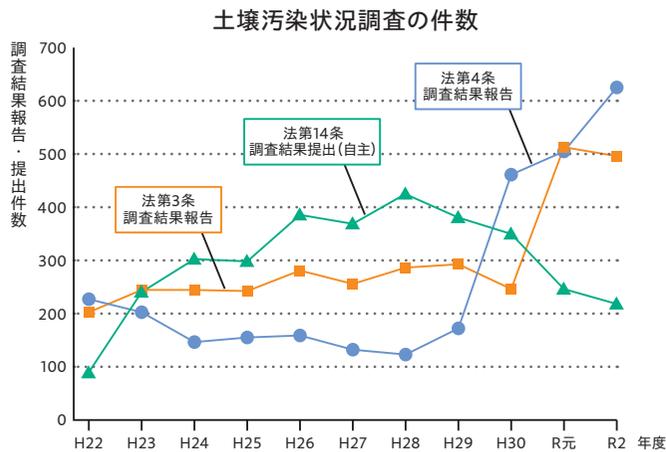
# 土壌汚染の調査が必要となるのは？

土壌汚染対策法(以下「法」という)では、土壌汚染の調査が必要となるのは次の三つの場合としています。これらの調査を「土壌汚染状況調査」といいます。

- ①「有害物質使用特定施設」を廃止したとき(法第3条)。
- ②「一定規模」以上の土地の形質の変更の届出をした土地について、都道府県知事等が土壌汚染のおそれがあると認めるとき(法第4条)。
- ③土壌汚染により健康被害が生ずるおそれがあると都道府県知事等が認めるとき(法第5条)。

これらのほかに、自主的に土壌汚染の調査を行うこともあります(法第14条など)。

平成22～令和2年度に行われた法第3条、法第4条、法第14条に係る調査結果の報告・提出件数を次図に示します。



(出典) H22～R2年度土壌汚染対策法の施行状況及び土壌汚染調査・対策事例等に係る調査結果(環境省)

# 法第3条による土壌汚染の調査とは？

法では、人の健康被害を生ずるおそれがある物質(「特定有害物質」として、下表の物質が定められています。そして、汚染地下水を摂取することによるリスクから「土壌溶出量基準」と「地下水基準」が、汚染土壌を直接摂取することによるリスクから「土壌含有量基準」が定められています。

これらの特定有害物質を製造し、使用し、又は処理する「有害物質使用特定施設」(水質汚濁防止法で規定)を廃止したときに、土壌汚染の調査が必要となります。これが法第3条の土壌汚染状況調査です。

なお、上記施設に該当しない研究機関の研究棟、病院等に設置された洗浄施設も調査の対象となる場合がありますのでご注意ください。

調査対象の土地は、廃止された有害物質使用特定施設に係る工場・事業場の敷地全体となります。

調査の実施主体は、上記の土地の所有者、管理者又は占有者です。これらの者を「土地の所有者等」といいます。

第一種特定有害物質
クロロエチレン
四塩化炭素
1,2-ジクロロエタン
1,1-ジクロロエチレン
1,2-ジクロロエチレン
1,3-ジクロロプロペン
ジクロロメタン
テトラクロロエチレン
1,1,1-トリクロロエタン
1,1,2-トリクロロエタン
トリクロロエチレン
ベンゼン

土壌溶出量基準  
地下水基準

# 法第3条調査が一時的に免除される場合

法第3条調査の対象は工場・事業場の敷地全体となっていますが、都道府県知事等が土地の利用の方法からみて土壌汚染による健康被害が生ずるおそれがないことを確認した部分については、調査義務が一時的に免除されます(ただし、土地の利用方法が変更され、当該確認が取り消された場合には、調査義務が発生します)。

なお、調査義務が一時的に免除された土地において、900㎡以上の土地の形質の変更をする場合には、土地の所有者等は都道府県知事等に対して届出が必要となり、土地の所有者等に対し土壌汚染状況調査の実施と結果の報告が命じられます(法第3条第7項、第8項)。この条文が施行された令和元年度以降、法第3条の調査結果の報告件数が増加しています(前図)。

第二種特定有害物質
カドミウム及びその化合物
六価クロム化合物
シアン化合物
水銀及びその化合物
セレン及びその化合物
鉛及びその化合物
砒素及びその化合物
ふっ素及びその化合物
ほう素及びその化合物

土壌溶出量基準  
地下水基準  
土壌含有量基準

第三種特定有害物質
シマジン
チオベンカルブ
チウラム
ポリ塩化ビフェニル(PCB)
有機りん化合物

土壌溶出量基準  
地下水基準

